

これまでの畜産と今後の課題

(社)中央畜産会
副会長 中瀬信三



平成11年7月に新しい基本理念のもとに「食料・農業・農村基本法」が制定されたが、この新基本法の検討段階で行われた37年間に亘る旧基本法農政に対する世論の評価は挙って「挫折」ないしは「失敗」というものであった。しかし、私は、それは農業の各作目を十把一絡げにした議論であって、畜産は、旧基本法農政が目指した選択的拡大、生産性向上及び所得格差是正の3点を立派にクリアした優等生であったと自負しても良いと思っている。

その間、日本の農業の中核をなす耕種部門は、米の生産調整や過疎化による耕作放棄が広がる情勢の中で、長期に亘る化学肥料や農薬依存によって疲弊した地力の回復を図る必要に直面しており、地域農業における土地利用の再編成による活性化が求められている。また、日本の国土の大半を占める山林も、木材需要の低下に伴って林業経営は苦境にあり、国土の保全にも影響を及ぼしかねない状態である。

しかし、生産構造上の優等生と自賛する畜産も幾つかの困難な問題を抱えている。

戸数の激減と多頭化に象徴される凄まじいばかりの構造変化により、特に都府県では少数経営の分散孤立化、経営活動の自己完結化等が畜産の組織力の弱体化にも連なり、生産物の流通、価格形成、対外的な発言力への影響も懸念される状態となっている。

加えて畜産環境問題の深刻化が進み、環境問題への対処如何が経営の存続を支配する情勢となり、平成11年にはいわゆる「家畜排泄物法」が施行され、目下同法に基づく施設整備等が急がれている。

このように何れの部門も深刻な構造問題を抱える日本の農林業の賦活を図るためには、先ず、自給飼料の生産増大のための土地利用の拡大と堆厩肥の利用と販路の拡大を求めて止まない畜産サイドから耕種部門や林業部門に積極的かつ強力な働きかけを行なって「耕・畜・林」の連携を図り、畜産部門では、土地利用に立脚した、飼料自給率の高い、国際競争力のある大家畜畜産の再構築を、耕種部門では、新たな米政策の展開に当ってニーズに合った堆厩肥の活用による地力の回復を、林業部門では間伐すらままならない現状から放牧を取り入れた管理、施業の効率化を図る等「国際競争力のある大家畜生産」の育成とともに、堆厩肥等の利用を軸とした持続的循環農林業の確立のためのシステム確立を実現して行かねばならないと思う。

畜産経営自体のあり方としては、これ以上の戸数の減少が生産の低下をもたらすことのないよう、いわゆる日本型畜産経営継承システム等の、リタイヤーと新規参入の循環を維持する対策の強化とともに、法人化も視野に入れたメガファームの育成等による生産力の確保と更なるコストダウン努力が必要であろう。

いずれにしても、これからの畜産経営は地域のプロ的な経営者集団の核となり、農地の流動化に汗を流したり、堆肥センター、コントラクターの創設や稼動に尽力するといった、「地域農業の活性化への貢献」を通じて、換言すれば「地域との融合」の中で自らの存立を図って行くような努力が求められよう。

時恰も、前述の「家畜排泄物法」の管理基準に基づく施設整備の猶予期間も残すところ「1年半」と指呼の間に迫っている。これまでの困難な情勢の中を先頭を切って構造改革を成し遂げてきた畜産の名譽にかけても、関係者の皆様のたゆまぬ決意と実行力によってこれをクリアして頂きたいものと祈るや切である。